

平成17年第4回教育委員会臨時会記録

平成17年5月20日(金)

杉並区教育委員会

教育委員会臨時会記録

日 時 平成17年5月20日(金)午前10時00分～午前10時18分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理 長者 安本 ゆみ
委員 宮坂 公夫 教育長 納富 善朗

欠席委員 委員 大藏 雄之助

出席説明員 学校適正配置 上原 和義 庶務課長 和田 義広
担当部長
学校適正配置 吉田 順之 指導室長 松岡 敬明
担当課長
(仮称) 田中 哲 社会教育長 赤井 則夫
「杉並師範塾」 開設準備室長
済美教育一 杉田 治 中央図書館長 原 隆寿
七ツ夕一 副所長
中央図書館 齋木 雅之
次長

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第39号 杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

議案第40号 平成17年度杉並区一般会計補正予算(第1号)

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第39号 杉並区立図書館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 3

議案第40号 平成17年度杉並区一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・ 5

委員長 どうも皆さん、おはようございます。

ただいまから第4回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日、大蔵委員はご都合によりまして、欠席という連絡をいただいておりますが、定数に達しておりますので問題はございません。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内いたしましたとおり、議案が2件となっております。2件の議案は、平成17年第2回区議会定例会の提出予定議案で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法の第13条によりまして、本日の会議は非公開といたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、本日の会議は非公開とさせていただきます。

それでは、議案の審議に入らせていただきまして、日程第1、議案第39号「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第39号「杉並区立図書館条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

改正の理由でございますが、建設中の図書館が、近く竣工の運びとなりますので、12番目の区立図書館として設置するために行うものでございます。

資料1の新旧対照表をご覧ください。3枚目に入っております。名称でございますが、杉並区立方南図書館とします。位置でございますが、杉並区方南1丁目51番2号でございます。

資料2は、施設の案内図です。

資料3をご覧ください。施設の構造でございますが、鉄筋コンクリート造、地上2階建てのうちの1階部分でございます。2階は、民営保育所を併設する予定となっております。敷地面積は、1,877.71平方メートル。延べ床面積は、1,178.62平方メートルのうち、図書館部分は818.19平方メートルとなっております。

資料4をご覧ください。施設内容でございますが、一般開架コーナー、児童開架コーナー、お話の小部屋等の配置となっております。

蔵書につきましては、開館時は4万冊。運営につきましては、民間事業者に委託することとなっております。

施行期日でございますが、教育委員会規則で定める日となっております。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

資料4のトイレで、「だれでも便所」と書いてありますね。これはどういう意味なんですか。

中央図書館次長 これは、だれでもお使いいただけるトイレということで、いわゆる身障の方でも、あるいはお子様連れの方でもお入りいただけるような、そういうトイレでございます。

宮坂委員 特に、児童を対象としたという考えでもないのですね。

中央図書館次長 もちろん児童の方、お子様連れの方もお使いいただいても結構なんですけど、決して児童の方だけが使いになる図書館ではございませんので、どなたでもお使いいただける、そういう意味合いで、「だれでもトイレ」という名称をつけてございます。

委員長 腸の手術をやられた方で、大腸とかいろいろ人工的に処置されて、生活に不自由のないようにやっているような方、何ていうのか知りませんが、そういう方々もよろしいというわけですか。なんか、最近、そういう内臓的な問題に対処したトイレというものも必要だというふうな世の中になってきて、言われていますね。「だれでも」というのはそれに入っているのかな。「だれでも」というのは、一般に言われているいろいろなバリアフリーで当然のこと。

学校適正配置担当課長 施設整備を担当している方から、ちょっとお答えさせていただきます。

通常、今までやってきたものは、議会棟のところでございますが、身障対応のあいうトイレを想定をしております。いわゆるオストメイトという、要するにそこで着がえたり洗ったりしなければなりませんので、一定のかなりの設備を要します。もう設計の段階では、かなり前に設計をしておりましたので、ちょっとそこまでは組み込んでございませんが、今後、区のこういった公共施設の中では、オストメイトに対応するような形のものは、漸次整備はして行くというような考え方を持ってございます。

ただ、これにつきましては、確かまだそこまでは入り込んでいなかったのではなかったかなというふうに思います。

委員長 では、「だれでも」というのは、公表していく場合には、何という名称にしたらいいのだろう。

学校適正配置担当課長 今、我々の設計の中でも、こういった便所の名称は、今使っているようございまして、学校でも同じなんですけど、こういったものを各1カ所は、各階につけていくということでは、これが通常、今後のスタンダードな設備と言いましょか、それになってきて、名称は仮にでございまして、どなたでもお使いになっていただくというふうな形にしております。

委員長 ありがとうございます。

ほかにもございますか。ございませんようですので、ではお諮りしますが、議案第39号は原案ど

おり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

では次に日程第2、議案第40号「平成17年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしく願いいたします。

庶務課長 議案第40号「平成17年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。

補正の理由でございますが、(仮称)杉並師範塾及び文化財調査・保護に関する経費を計上するためでございます。

3枚目をご覧ください。予算の計上している経費の中身でございますが、(仮称)杉並師範塾に係る部分が、2,800万円。文化財調査・保護に関するものが805万円の合計3,605万円でございます。

師範塾に関する主な経費でございますが、運営補助金として、募集案内、あるいはその募集要項、ホームページ開設、教材料費等の事業経費及び役員報酬、その他事務的経費を計上しているものでございます。

文化財調査・保護の方でございますが、角川書店の創業者でございますが、また俳人で、国文学者でもございます故角川源義氏の居宅、角川邸の区への寄付に伴い、一括して寄付される建物内の書籍、美術品等の調査委託に要する経費を計上したものでございます。調査につきましては、杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会において実施する予定でございます。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

以上でございます。

委員長 わかりました。では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

文化財調査の先ほどご説明になられた資産というのは、どこかにお宅があって、そこに保存されているわけですか。

社会教育スポーツ課長 それでは私の方から、ご説明いたします。

まず、こちらのお宅ですが、荻窪3丁目14番22号に、この角川氏の居宅がございます。建物も一緒にございまして、それから動産が相当数ございます。これは絵画を含めて、そういう状況でございます。

場所は、大田黒公園の南側、荻外荘がございますけれども、その東側で、一番わかりやすいの

は、荻窪団地の北側の斜面の部分でございます。具体的には資料の概要でいきますと、例えば図書類、それから文学関係資料、書簡等が相当多いということで、それから絵画、彫刻、書籍、茶器等がございますが、その辺が、全然内容が整理されていないものですから、それをまず整理するというので、今回の補正予算を組んでいるものでございます。

安本委員 お宅の中で、それは公開したりとかそういうふうなことはするのですか。そのままですか。どこかへ運び出して、保存するとかそういうふうになるのですか。

社会教育スポーツ課長 まず、その後の使い方については、これからの問題でございます。これは教育委員会とか区とかが、これから考えていかなければいけないのですが、まずその資料がどういうものがあるか。これは実は、ダンボールにいろいろ入っていたりしております。引越しのダンボールで100箱分程度でございます。それから庭等ございますし、建物もこれは昭和二十八、九年の建物でございます。京都の職人が来てわざわざ造られたといひます。ただ、あとで相当手が入っております。また、その辺も含めまして、調査をするということでございます。基本的に今回の調査については、動産の図書類が、まず分類が全然されていないということで、どんなものがあるかというまずその分類を行うということです。

その全体の活用方法でございますけれども、原則として、建物は残して、区民一般に開放することを基本として検討していくということでございまして、ただ確定はしてないということで、まず調査を先行します。

委員長 では、敷地と建物もご寄付される、そういう意味ですか。

社会教育スポーツ課長 はい。そういうお話でございます。具体的な時期は、6月ぐらいには寄付をされる予定ということでございまして、それからまた調査に入るといひます。

委員長 ほかにございますか。ご意見がないようですので、それでは採決をとらせていただきまして、議案第40号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

では、予定されました日程、これですべて終わりました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。